

報道機関各位

町税還付金の未処理について（第一報）

1 概要

納付された町税が税額変更（申告、減免、更正など）により過払いとなった場合、還付処理が必要になりますが、今回、この還付処理が未処理となっている事案が判明しました。精査中ではありますが、取り急ぎ、現段階で把握できていることを発表します。

町民や関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしていることを深くお詫び申し上げます。

2 経緯

令和8年4月1日付けで着任した税務収納課A副課長が、4月16日に町税の還付処理について確認したところ、過年度分の還付について、未処理となっている事案を発覚しました。その後、税務収納課長（令和8年4月1日付け着任）に報告し、両名と課内職員により、個人町県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税における令和8年3月末までの過年度還付分について、可能な限り調査を行いました。

3 現段階で把握している還付未処理の状況（還付加算金は含まれていません）

(1) 令和6年度以前の事案

245人(社) 618件 8,256,083円

<内訳>

- ・個人町県民税： 575件 8,109,683円
- ・法人町民税： 20件 59,600円
- ・固定資産税： 23件 86,800円

(2) 令和7年度の事案

発覚の段階では、還付未処理の事案(20日現在、80人(社) 787千円)がありましたが、早急に還付通知書の送付など処理手続きを進めています。

(3) 還付通知発送の不明の事案

前任者から発送済みとの報告を受けているが、対象の方から返信がない事案
256人(社) 318件 5,569,640円

※1 一般的な還付処理の手続き

①過払いの把握 ②町から納税者へ還付通知書の送付 ③納税者から町へ口座番号など記載した還付請求書の返送 ④町から納税者の口座に振り込み

※2 還付加算金

還付される際に、事由によって定められた日から支払決定日までの期間において、還付金額に一定の利率を乗じて計算した金額を加算するもの

4 原因

当時、還付事務は職員(当時、税務収納課副課長X)1人で行っており、他の職員が手続きなど把握できていませんでした。すでに、当該職員Xは、3月31日付け退職(普通退職)しています。これまでの税務収納課の職場管理の実情など、原因の詳細については調査中です。

5 今後の作業

庁内あげて、調査作業を行うため、副町長をトップとしたプロジェクトチームで以下の業務を対応します。

- (1) 還付手続きの状況について、再度、精査します。特に、3(3)については、還付通知を発送しているとのことであるが、還付請求書の返送がないため、状況を把握しつつ、再度、還付通知書を発送します。
- (2) 還付加算金については、事案により、金額が異なるため、おおむねの所要額について、調査し、発表します。
- (3) 原因について調査するとともに、再発防止に向けた対応策を検討します。
- (4) なお、還付未処理の該当者には、順次、還付通知書を発送しており、還付請求書が到着し次第、還付金の振込手続きを行います。

6 内藤町長のコメント

この度は、本町の不適切な事務処理事案が発生したことについて、心よりお詫び申し上げます。

今回の還付未処理を厳粛に受け止め、引き続き、関係者からヒアリングを行うとともに、今後、このような事案が発生しないよう、至急、再発防止策をとりまとめ、適正な事務処理に努めてまいります。

お問い合わせ先

湯河原町税務収納課 小澤、常盤(茂)

(電話) 0465-63-2111 (内線) 260、293

(FAX) 0465-63-4194

(Eメール) zeimu@town.yugawara.kanagawa.jp